

# (案)



## 熊本市本庁舎外 1 箇所自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（長期継続契約）

1 委託業務名 熊本市本庁舎外 1 箇所自家用電気工作物保安管理業務委託

2 履行場所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 外 1 箇所

3 履行期間 自 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日

至 令和 11 年（2029 年）3 月 31 日

4 委託料の額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥- ）

5 委託業務内容 仕様書及び図面等のとおり

6 契約保証金

上記の委託業務について、委託者 熊本市と受託者 \_\_\_\_\_ とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

(注) 電子情報処理組織を使用する方法により契約を締結する場合は、「この契約の成立の証として、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。」とあるのは「この契約の成立の証として、本書の電磁記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名のうえ、各自その電磁記録を保管する。」とし、「印」を削る。

令和 8 年（2026 年）月 日

委託者 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市

代表者 熊本市長 ○ ○ ○ ○

印

受託者

印

(総則)

- 第1条 この契約にて委託者が受託者に委託する業務は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第2項の規定による電気主任技術者を選任しない自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安管理に係る業務（以下「保安管理業務」という。）とする。
- 2 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び「保安管理業務の細目及び基準」（以下「細目及び基準」という。）に基づき、設計図書（別紙仕様書及び図面等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書、「細目及び基準」及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 3 設計図書に明示されていないもの又は設計図書に交差符合しないものがあるときは、委託者と受託者が協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。
- 4 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了するものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 5 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 6 前5項の指示等及び協議は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて行うことができる。ただし、指示等を行う方法については書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(保安管理業務の対象)

- 第2条 この契約に基づき受託者が受託する保安管理業務の対象は特記仕様書Ⅲの電気工作物とする。

(業務計画書)

- 第3条 受託者は、設計図書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、委託者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 2 業務計画書は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (契約の保証)
- 第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。
- 2 受託者は前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。
- (1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証
- 3 受託者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受託者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 5 第1項、第2項及び第3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者

は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 受託者が第1項及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

8 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年4月1日規則第7号）第22条第2項各号（第1号及び第2号を除く）の規定に基づき、委託者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（再委託等の禁止）

第6条 受託者は、業務の全部若しくは一部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（使用人に関する受託者の責任）

第7条 受託者は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 受託者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受託者の使用人については、その氏名及び資格について委託者に通知しその承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

3 受託者は、前項の使用人以外の使用人については、委託者の請求があるときは、その氏名を委託者に通知しなければならない。

（調査職員）

第8条 委託者は、この契約の履行に関し調査職員を定めたときは、その氏名を受託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次の各号に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は次条に規定する受託者の電気管理技術者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約書、「細目及び基準」及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認又は質問に対する回答

（3）業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行状況との照合その他この契約の履行状況の調査

（電気管理技術者）

第9条 受託者は、業務を実施するに当たり、業務責任者として規則第53条第3項に規定する電気管理技術者（以下「電気管理技術者」という。）を定め、別途その氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を委託者に通知するものとする。

2 電気管理技術者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限行使することができる。

（業務関係者に関する措置請求）

第10条 委託者は、受託者が業務に着手した後に受託者の電気管理技術者又は使用人が業務の履行について著しく不適であると認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるべきことを求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

（業務の報告等）

第11条 受託者は、設計図書に従い、委託者に対して業務報告書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受託者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(関連作業等を行う場合)

第12条 委託者及び受託者は、相手方の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ相手方に通知し、委託者と受託者は協力して建築物の保全にあたるものとする。

(業務内容の変更方法)

第13条 委託者は、特別の理由により業務内容を変更する必要があるときは、業務内容の変更を受託者に通知して、業務内容を変更することができる。この場合においては、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の変更を請求することができる。

(履行期間の変更方法)

第14条 履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(業務委託料の変更方法)

第15条 業務委託料の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議の開始の日を定め、委託者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用額については、委託者と受託者が協議して定める。

(臨機の措置)

第16条 受託者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、委託者の指示を受け、又は委託者と受託者が協議して臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、その講じた措置の内容を遅滞なく委託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、事故防止その他業務上特に必要があるときは、受託者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(損失負担)

第17条 受託者は、業務の実施について委託者に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、損害を賠償しなくてはならない。

- 2 受託者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、受託者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき事由によるときにはその限度において委託者の負担とする。

- 3 受託者は、受託者の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責めを負わない。

(検査)

第18条 受託者は、委託者が指定した内容の業務が終了した都度、完了届を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の完了届が提出されたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害賠償を請求することができる。

(業務委託料の支払)

第19条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを委託者に請求することができる。

2 業務委託料は、別紙1の支払内訳書のとおり支払うものとする。

3 委託者は、第1項の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払わなければならない。

(業務の履行責任)

第20条 委託者は、契約の内容に適合しない履行が、検査合格の日から1年以内に発見された場合は、受託者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求することができる。この場合において、民法(明治29年法律第89号)第562条第1項但書は適用しない。

2 前項の期間内に受託者が完全な履行を行わないときは、委託者は受託者に対して業務委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、損害の賠償を請求し又はこの契約を解除することを妨げない。

4 第1項において受託者が負うべき責任は、前18条の規定による委託者の検査に合格したことをもって免れないものとする。

(委託者の解除権)

第21条 委託者は、受託者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 委託者は、民法第542条に定めるもののほか、受託者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、この契約上の業務を履行せず、履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前項に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受託者の責めに帰すべき事由により、規則第53条の承認が得られない場合又は取り消された場合

(4) 第26条第1項に規定する事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。

(6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。

(7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。

(8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。

(9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の

履行が困難になると認められるとき。

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(11) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は業務委託を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号、第22条及び30条において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、

当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつたとき。

(12) その他前各号に準ずる事由があるとき。

3 委託者は、前2項の規定によりこの契約の解除をしたときは、受託者が既に業務を完了した部分について検査を行い、当該検査に合格した部分に相当する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第2項第10号及び同項第11号に該当することによりこの契約が解除された場合は、委託者は、既履行部分委託料の支払いは行わないものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条第1項及び第2項又は次条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 前条の規定による契約の解除によって、受託者に損害が生じた場合において、受託者の責めに帰すべき事由がある場合は、委託者は、その損害を賠償する責めを負わない。
- 4 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える部分について受託者に対し損害賠償を請求することを妨げない。
- 5 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第23条 委託者は、第21条第1項及び同条第2項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項（第2号及び第3号を除く。）の刑が確定したとき。

(建築物等に関する解除権)

第24条 委託者は、第21条第1項、同条第2項及び前条に規定する場合のほか次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 電気工作物が廃止された場合。
- (2) 受託者の責めに帰すことができない事由により規則第53条の承認が得られない場合又は取り消された場合。
- (3) 電気工作物が電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する一般用電気工作物となった場合。
- (4) 需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内に設置する電気工作物の総合体をいう。）の受電電圧が7,000ボルトを超えた場合。

2 第21条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(その他の解除権)

第25条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第21条第1項、同条第2項、第23条及び前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 第21条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。
- 3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額を上限とする。
- 4 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

(受託者の契約解除権)

第26条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第13条の規定により業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 委託者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第21条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
- 3 受託者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害賠償を委託者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額を上限とする。

(秘密の保持)

第 27 条 委託者及び受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 28 条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合、受託者は、遅延日数に応じ、業務委託料にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 委託者の責めに帰すべき事由により、委託者がこの契約に基づく第 19 条第 3 項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。
- 3 前 2 項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(賠償金等の徴収)

第 29 条 受託者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて計算した利息を付した額と、委託者に支払うべき業務委託料とを相殺し、なお、不足があるときはその残額を請求する。

- 2 前項に規定する残額の請求をする場合には、委託者は、受託者から当該請求をした日から当該残額の支払があった日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延損害金を徴収する。

(契約解除の通知)

第 30 条 委託者又は受託者は、この契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第 30 条の 2 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、委託者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、委託者は、この契約を変更又は解除するできるものとする。

2 受託者は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、当該年度における契約相当額の損失について委託者に請求することができるものとする。

(不正行為に伴う損害の賠償の予約)

第 31 条 受託者は、この契約に関して、第 23 条各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の 10 分の 2 に相当する金額を賠償金として委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第 23 条各号に掲げる場合において、命令又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に該当するとき。
- (2) 第 23 条第 3 号に掲げる場合において、受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第 198 条の刑であるとき（確定した刑が同条の刑のほか、刑法第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条（第 3 号を除く。）若しくは第 95 条第 1 項（第 2 号及び第 3 号を除く。）の刑であるときを除く。）。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、委託者が特に必要があると認めるとき。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、委託者は、損害の額が同項に規定する業務委託料の 10 分の 2 に相当する金

額を超えるときは、受託者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第32条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

2 前項の規定は、設計図書に紙媒体で提出することが明示されているものは適用しない。

(補則)

第33条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

## 支払内訳書

期	支払額(円)	備考
第1期 (2026年度上期)		4月～9月分
第2期 (2026年度下期)		10月～3月分
第3期 (2027年度上期)		4月～9月分
第4期 (2027年度下期)		10月～3月分
第5期 (2028年度上期)		4月～9月分
第6期 (2028年度下期)		10月～3月分
計		

## 1 契約対象電気工作物の概要

### (1) 熊本市本庁舎

- ① 事業場の所在地 熊本市中央区手取本町1番1号
- ② 需要設備容量 4,850kVA
- ③ 契約電力 1,150kW  
(小売電気事業者との主契約1150kW)
- ④ 受電電圧 6,600V
- ⑤ 非常用予備発電設備
  - ア 定格容量 1,000kVA
  - イ 出力 800kW
  - ウ 定格電圧 6,600V
  - エ 原動機の種類 ディーゼル
- ⑥ 小出力発電設備
  - ア 出力 10kW
  - イ 定格電圧 210V
  - ウ 原動機の種類 太陽電池

### (2) 熊本市別館（駐輪場）

- ① 事業場の所在地 熊本市中央区花畠町9-1
- ② 需要設備容量 275kVA
- ③ 契約電力 180kW  
(小売電気事業者との主契約140kW)
- ④ 受電電圧 6,600V

## 2 電気主任技術者

住所

氏名

印